

はじめに 今後発生が予測される大規模災害への対応と消防防災体制の強化 ～東日本大震災の教訓を生かす～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万名、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟に被害が及び、それは戦後最大の自然災害の脅威とも呼べるものであった（1表）。

被災地の消防職団員は、地震発生直後から、自らの身の危険を顧みることなく避難誘導や防御活動に従事するなどして、津波によって300名近くにのぼる消防職団員が命を失った（2表）。また、消防職団員自らも被災者でありながら、献身的に消防活動に当たり、多くの命を救った。

1表 人的被害及び住家被害の状況（平成26年9月1日現在）

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者：19,074名	5,115名	10,496名	3,352名
行方不明者：2,633名	1,132名	1,271名	226名
【参考】（死者・行方不明者：21,707名）			
負傷者：6,219名	211名	4,145名	183名

住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全壊：127,361棟	19,107棟	82,992棟	21,224棟
半壊：273,268棟	6,609棟	155,122棟	73,764棟
一部破損：762,277棟	18,827棟	224,158棟	161,139棟

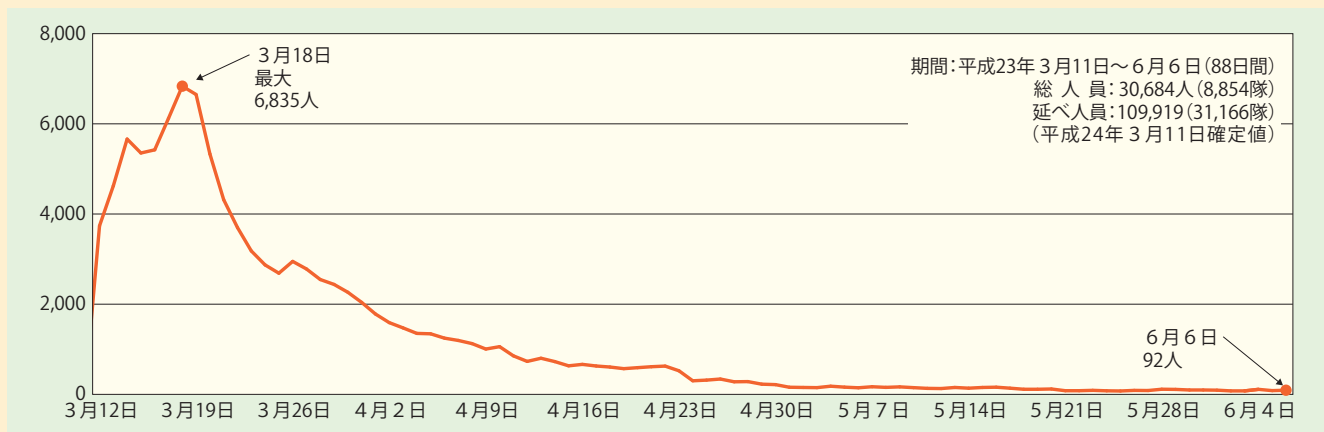
2表 消防職員、消防団員、消防施設等の被害の状況（平成26年9月1日現在）

消防職員	死者・行方不明者：27名
建物被害（全壊、半壊又は一部破損）	消防本部・消防署：143棟、分署・出張所：161棟
車両被害（利用不可）	88台

消防団員	死者・行方不明者：254名
建物被害（使用不可）	消防団拠点施設（詰所等）：419箇所
車両等被害（使用不能）	車両：252台

全国の消防からは、地震発生後直ちに緊急消防援助隊が駆けつけ、被災地において約3万人が活動し、地元の消防本部等と協力し、約5,000名の救助を行うとともに、事故を起こした福島第一原子力発電所3号機に対する放水活動や、大規模コンビナート火災に対する消火活動など、様々な場面で活躍し、被災地の住民に大きな安心を与えるという役割を果たした（1図）。

1図 緊急消防援助隊出動人員の推移



一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残した。

平成23年6月に発足した第26次消防審議会では、平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（2図）が、また平成25年6月11日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（3図）が行われた。これらの答申においては、南海トラフ地震や首都直下地震といった従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応等について提言されている。

2図 「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」の内容

<基本的な考え方>

東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ抽出した課題に対する詳細な調査・検討を行い、今後の国民の安心・安全の確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織などの充実による消防防災体制の整備を目指す必要がある。

1. 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について

防災活動の検証等を通じて、今後の大規模地震に備え、地域における総合的な地震・津波対策を確立する必要がある。地域防災計画の見直し項目や必要な対策は主として以下のとおり。

- ・市町村におけるハザードマップ等の見直し、避難施設・経路の点検・耐震化、備蓄物資の点検・見直し、防災教育の充実、実践的な避難訓練の実施
- ・防災行政無線の整備促進、災害情報伝達手段の多様化（Jアラート、コミュニティFM、緊急速報メール等）

2. 消防職団員の活動のあり方等について

消防職団員は今回の大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。下記の事項を中心に、今回の活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。

- ・消防職団員の活動のあり方（消防本部の効果的な初動活動、連携のあり方等）の検討、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化
- ・団員数の確保など地域コミュニティの核としての消防団の充実強化
- ・救急搬送体制の強化
- ・消防部隊間や関係機関との連携を含め、救助活動のあり方について検証・検討

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

- (1) 長期に及ぶ消防応援活動への対応
 - ・後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
 - ・より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
 - ・長期にわたる活動を支える後方活動拠点施設の整備に関する検討
- (2) 消防力の確実かつ迅速な被災地への投入
 - ・航空機による人員・資機材の投入手法の検討（関係機関との連携を含む。）
 - ・緊急消防援助隊の出動計画の見直し（広範囲の被害を想定）
 - ・消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化

4. 民間事業者における地震・津波対策について

東日本大震災を踏まえた以下のような対応が必要である。

- (1) 危険物施設等の地震・津波対策のあり方について
 - ・危険物施設における配管の耐震性能等の再確認や災害時の緊急停止措置等
 - ・石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策（応急措置の準備等）の実施
- (2) 防火・防災管理体制の強化等について
 - ・大規模・高層の建築物をはじめとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討
 - ・建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進

1. 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

- 南海トラフ地震や首都直下地震のような巨大災害に対しては、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備が必要。
- 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要。
- 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間（地理空間情報等）を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要。

2. 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、個別事務の広域的対応を推進することが必要。
 - ・消防指令業務：共同運用の推進による広域的な消防指令システムの整備、人員配置の適正化等
 - ・救急業務：円滑な搬送・受入のためのICTを活用したリアルタイムでの情報共有等
 - ・予防業務：業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等

3. 多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応のあり方

- 豪雪や火山災害などに対しては、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要。
 - ・消防の任務の範囲について、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて、検討し、地域防災計画等で明確化。
 - ・消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進。

また、その他に大規模災害時の初動活動や、消火、救急、救助、消防団の安全対策などそれぞれの個別の分野で東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の対応について様々な検討が行われた。

さらに、近年では、多くの被害が生じる大規模な風水害や火山災害、多数の犠牲者が発生した火災事故も全国各地で起きており、これらの災害も踏まえて、国土強靱化に資する取組の推進が求められている。

今後、消防庁としては、東日本大震災を含めた自然災害や火災事故における教訓をもとに、隊数の大幅増隊や車両の整備等による緊急消防援助隊の機能強化（特集1参照）、消防団員の加入促進や消防団の装備の充実強化を通じた地域の防災力の充実強化（特集2参照）、地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実、災害リスク情報の的確な提供の推進、有床診療所・病院火災対策の推進、石油コンビナート等における災害対策の推進（以上、特集3参照）など、消防防災体制の充実強化に努め、国民の命を守る消防防災行政を進めていくこととしている。